

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-38)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9,451	14,553	24,263	7,502
		補正予算(b)	21,000	-	8,000	-
		繰越し等(c)	1,464	18,051	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	31,915	32,604	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	9,439	16,770	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 第3章第1節2.『地方公共団体』の基本的役割 第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」 第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					

測定指標	1. 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	○
		-	99.3	100	100	100	100	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	100	-	
	2. 平成28年に閣議決定された地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	×
		-	1.6	11.4	22.9	34.2	40.1	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	80	-	
	3. 地域循環共生圏に取り組む地方公共団体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	○
		-	-	-	-	87	106	153	
		年度ごとの目標値	-	-	-	20	40	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・区域施策編の策定義務を有する地方公共団体の策定率は100%となっているが、今後、改正温対法に基づき新たに策定される地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、その他の地方公共団体の策定率向上を図る。 ・事務事業編は令和2年度までに40.1%の地方公共団体が策定・改定を実施済みとしている。下記施行状況調査によると、事務事業編は70.6%の地方公共団体が同計画に即した策定・改定を実施済み又は行う予定であるとしており、施策のさらなる推進により、さらに30.5%の地方公共団体における策定が見込まれることから目標値の達成が可能と考えられる。 ・下記施行状況調査において、地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を実施していると回答した自治体数が目標値を達成しており、地域裨益型の脱炭素施策の概念として地域循環共生圏を講演等の様々な機会に普及するとともに、「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」を運営し、取組方法について情報提供等している効果が表れていると考えられる。いるが、取組自治体数においては増加する余地があると思われるため、様々な支援により取組自治体数の更なる向上を図る。
	施策の分析	事務事業編の策定率が想定より低位で推移している。これは小規模地方公共団体では、専門知識を持った職員がいないこと、そもそも人員が不足しているなど体制が脆弱であることが、策定が進まない要因と考えられることから、今後、都道府県とも連携しつつ、小規模自治体向けの施策・対策を強化していく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 事務事業編の策定率向上には、小規模地方公共団体での策定に注力する必要があることから、簡易な策定方法の提供や周辺地域との共同策定を促進する必要があることから、支援策等の提供を進めるとともに、支援策が十分に活用されるための取組を行っていく。 【測定指標】 上記の施策を展開することで、全体の策定目標を達成する。

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(令和2年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名	松田尚之(環境計画課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------	--------	--------------	----------	--------